

特別養護老人ホーム 寿晃園

～ 利用料金のご案内（1ヶ月31日として計算） ～

< 介護保険 >

< 自費負担 >

要介護度	①基本単位 (1日)	②各種加算 (※)	③1ヶ月合計 単位数 【31日分】	④介護職員処遇 改善加算 【③×14.0%】	⑤合計単位数 【③+④】	⑥地域加算 【⑤×10.14円】	負担 割合	⑦利用者様 負担額	負担 限度額	⑧食費 (1日)	⑨居住費 (1日)	⑩1ヶ月合計 【(⑧+⑨)× 31日分】
要介護1	589 単位	(1日) 83 単位 + (1ヶ月) 105 単位	20,937 単位	2,931 単位	23,868 単位	242,021 円	(1割)	24,203 円	第1段階	300 円	0 円	9,300 円
要介護2	659 単位		23,107 単位	3,235 単位	26,342 単位	267,107 円	(2割)	48,405 円	第2段階	390 円	430 円	25,420 円
要介護3	732 単位		25,370 単位	3,552 単位	28,922 単位	293,269 円	(1割)	26,711 円	第3段階①	650 円	430 円	33,480 円
要介護4	802 単位		27,540 単位	3,856 単位	31,396 単位	318,355 円	(2割)	53,422 円	第3段階②	1,360 円	430 円	55,490 円
要介護5	871 単位		29,679 単位	4,155 単位	33,834 単位	343,076 円	(1割)	29,327 円	第4段階	2,070 円	1,065 円	97,185 円
							(2割)	58,654 円	(3割)	87,981 円	※負担限度額については裏面をご覧ください。	
							(1割)	31,836 円	(3割)	95,508 円		
							(2割)	63,671 円	(3割)	102,924 円		

※ ②各種加算内訳	日常生活継続支援加算 36 単位/日	看護体制加算Ⅰ 6 単位/日	科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40単位/月	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ 10単位/月
	夜勤職員配置加算Ⅱ 28 単位/日	看護体制加算Ⅱ 13 単位/日	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 50単位/月	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ 5単位/月

※ その他加算（初期加算、入院・外泊時加算、療養食加算、栄養マネジメント強化加算、経口維持加算、個別機能訓練加算（Ⅰ）（Ⅱ）、看取り介護加算、配置医師緊急時対応加算、介護職員等処遇改善加算、特別送迎加算、高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）、新興感染症等施設療養費、安全管理体制加算、退所時情報提供加算）については裏面をご覧ください。

※ ⑥地域加算…地域により1単位の単価が違います。金沢市は「7級地」であり、1単位＝10.14円となります。

※ ⑦利用者様負担額の計算方法… {③+④} × 10.14 = ⑥ < 小数点以下切り捨て >
⑥ × 0.9（1割負担）又は⑥ × 0.8（2割負担）又は⑥ × 0.7（3割負担） < 小数点以下切り捨て > = 公費負担分 ⑥ - 公費負担分

<< 1ヶ月（31日）利用料金額 【⑦+⑩】 >>

要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
(1割)	第1段階	33,503 円	(1割)	第1段階	36,011 円	(1割)	第1段階	38,627 円	(1割)	第1段階	41,136 円	(1割)	第1段階	43,608 円
	第2段階	49,623 円		第2段階	52,131 円		第2段階	54,747 円		第2段階	57,256 円		第2段階	59,728 円
	第3段階①	57,683 円		第3段階①	60,191 円		第3段階①	62,807 円		第3段階①	65,316 円		第3段階①	67,788 円
	第3段階②	79,693 円		第3段階②	82,201 円		第3段階②	84,817 円		第3段階②	87,326 円		第3段階②	89,798 円
	第4段階	121,388 円		第4段階	123,896 円		第4段階	126,512 円		第4段階	129,021 円		第4段階	131,493 円
(2割)		145,590 円	(2割)		150,607 円	(2割)		155,839 円	(2割)		160,856 円	(2割)		165,801 円
(3割)		169,794 円	(3割)		177,318 円	(3割)		185,166 円	(3割)		192,693 円	(3割)		200,109 円

○減額について

介護保険施設の利用料の他に居住費・食費のご負担が必要となりますが、世帯全員が市区町村民税非課税の方などについては、申請により施設の食費や居住費が軽減されます。

段階区分	対 象 者	食費	居住費
第1段階	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で、老齢福祉年金を受給されている方や生活保護等を受給されている方 預貯金等資産要件（単身1,000万円以下・夫婦2,000万円以下）	300円	0円
第2段階	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で、前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が80万円以下の方 預貯金等資産要件（単身650万円以下・夫婦1,650万円以下）	390円	430円
第3段階①	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で、前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が80万円越120万円以下の方 預貯金等資産要件（単身550万円以下・夫婦1,550万円以下）	650円	430円
第3段階②	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で、前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が120万円越の方 預貯金等資産要件（単身500万円以下・夫婦1500万円以下）	1360円	430円
第4段階	上記以外の方	2070円	1065円

○加算について

※1単位＝10.14円

初期加算	30単位/日（新規入所後30日間）
------	-------------------

新しく入所される方、または、30日以上入院され当園に戻って来られる方は、初期加算として1日30単位を30日間ご負担いただきます。

入院・外泊時加算	246単位/日（1ヶ月6日間まで。月をまたぐ場合は最大連続12日間）
----------	------------------------------------

入院・外泊時は、当園に籍がある方に限り、入院・外泊の翌日から1日246単位加算、1ヶ月で最高6日分の1、476単位が加算されます。

療養食加算	6単位/回
-------	-------

医師の指示に基づく治療食（減塩食や糖尿食など）を提供した場合に加算されます。

栄養マネジメント強化加算	11単位/回
--------------	--------

低栄養状態のリスクの高い入所者に対し、栄養ケア計画に従い、食事の観察、栄養状態、嗜好などを踏まえた食事調査等を実施する。栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。

個別機能訓練加算（Ⅰ）	12単位/日
-------------	--------

機能訓練指導員の職務に従事する常勤により、入所者ごとに個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を実施する。

個別機能訓練加算（Ⅱ）	20単位/月
-------------	--------

個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用する。

介護職員等処遇改善加算	所定単位数に14.0%を乗じた額	厚生労働省が定める基準に適合し全ての要件を満たす場合に料金が加算されます。
-------------	------------------	---------------------------------------

看取り介護加算（Ⅰ）	死亡日以前31日～45日以下	72単位/日	死亡日の前日・前々日	680単位/日
	死亡日以前4日～30日	144単位/日	死亡日	1,780単位/日

医師が終末期にあると診断した方に対し、医師・看護師・介護職員などが共同して、ご本人やご家族の同意を得ながら、看取り介護を行った場合に加算されます。

配置医師緊急時対応加算	勤務時間外	325単位/回	早朝・夜間	650単位/回	深夜	1300単位/回
-------------	-------	---------	-------	---------	----	----------

特別通院送迎加算	594単位/月	透析を要し、家族や病院による送迎が困難等や無負えない事情がある場合で1か月に12回以上送迎を行った場合に算定されます。
----------	---------	---

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位/月	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位/月
-------------------	--------	-------------------	-------

感染症発生時の対応を行う体制、医療機関との連携、研修への参加、実地指導を受けている等の要件を満たしている場合に加算されます。

新興感染症等施設療養費	240単位/日	厚生労働省が定める県戦勝に感染した場合に適切な対策を行った上でサービスを提供した場合に連続5日を限度として算定されます。
-------------	---------	--

退所時情報提供加算	250単位/回	医療機関へ退所する場合、医療機関に対して紹介する際、ご利用者の同意を得て情報を提供した場合に1人につき1回限り算定されます。
-----------	---------	--

安全管理体制加算	20単位/入所時	外部研修を受けた担当者の配置、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算されます。
----------	----------	---



お問い合わせ・お申し込みはこちらまで

社会福祉法人 中央福祉会

特別養護老人ホーム 寿晃園

〒920-8201 石川県金沢市鞍月東1丁目19番地

TEL：076-237-8300 FAX：076-237-0318

Email：qq727fb9k@guitar.ocn.ne.jp

担当：生活相談員

お気軽にご相談ください！
見学もお待ちしております！